



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 2 1 号 令和 7 年 4 月 2 5 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
2 5 0	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	環境管理課
2 5 1	道路の区域を変更する件	高規格道路課
2 5 2	同	同
2 5 3	道路の供用を開始する件	同
2 5 4	宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定する件	都市計画課
2 5 5	建築基準法の規定に基づく指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があった件	住宅課

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
2 6	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
2 7	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
2 8	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件	

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
	給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	
	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	

徳島県告示第二百五十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年四月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
高速液体クロマトグラフ質量分析装置 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県生活環境部環境管理課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和七年三月二十七日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社大一器械
徳島市川内町平石若宮三四〇
- 五 落札金額
二千二百七十七万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和七年二月十四日

徳島県告示第二百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和七年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

140	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
大 利 辻		三好市池田町大利大西一 二番一地从先から 同 三番一地从先まで	同 一	新 旧	一 一・一 一七・八	七 〇・〇

徳島県告示第二百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和七年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

268	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
野呂内三縄 停車場		三好市池田町白地井ノ久 保一六〇三番三地先から 同 一六〇二番五地先まで	同	旧	六・七〇九・七	二二六・五
				新	八・〇〇三五・四	二二六・五

徳島県告示第二百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和七年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

140	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
	大利辻	三好市池田町大利大西一二番 一地先から 同 一地先まで	一三番	七〇・〇	令和七年四月二十五日

徳島県告示第二百五十四号

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十条第一項及び第二十六条第一項の規定により、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を次とおり指定する。

令和七年四月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 区域の表示

次の図のとおり

二 指定年月日

令和七年五月一日

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県県土整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第二百五十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の八第二項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和七年四月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

一般財団法人 日本建築センター

東京都千代田区神田錦町一丁目九番地

二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変更前

事務所	所在地
大阪事務所	大阪府中央区南本町一丁目七番一五号

変更後

事務所	所在地
大阪事務所	大阪府中央区本町一丁目四番八号

三 変更する日

令和七年四月三十日

徳島県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和七年四月二十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩丸正史

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
岡香名芽後援会	岡香名芽	前川わか	鳴門市撫養町小桑島字前組 一三二岡ビル一―号	令和七年三月十三日
藍住町の未来を考える会	富田浩文	富田浩文	板野郡藍住町勝瑞字幸島 一三〇・一県営団地三―四	令和七年三月二十一日
わたなべ芳彦後援会	孫田勤	甘利和司	阿南市橘町西浜六〇番地	令和七年三月二十八日
しばた倫太郎後援会	柴田倫太郎	柴田美恵子	阿南市上中町岡一九五	令和七年三月三十一日
八木ともこ後援会	井坂朋美	村上東男	鳴門市里浦町里浦字花面 三一九番地一	令和七年三月三十一日

徳島県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月二十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩丸正史

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党徳島県 三好市第一支部	井下泰憲	会計責任者の 氏名	城田佳治	武川文枝	令和七年 三月十八日
自由民主党徳島県 徳島市・名東郡第六支部	福山博史	主たる事務所の 所在地	徳島市八万町大野二二三・一 二階	徳島市八万町大野二二三・一	令和七年 三月二十一日
自由民主党丹生谷支部	杉本直樹	会計責任者の 氏名	照原広幸	野村英史	令和七年 三月二十四日
自由民主党徳島県 美馬市・美馬郡第一支部	木下賢功	会計責任者の 氏名	木下賢功	大子陽子	令和七年 三月二十五日
自由民主党山城町支部	木下豊幸	会計責任者の 氏名	城田佳治	橋岡勝	令和七年 三月二十七日

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容		異動年月日

藤本けんいち後援会	金久博後援会	須見一仁後援会	中西わたる後援会	中川しげふみ後援会	上田公司後援会	幸福実現党徳島西後援会	幸福実現党池田後援会	
藤本健一	金久博	須見一仁	中西渉	中川重文	松本聖	野崎善弘	森岡宏之	
主たる事務所の 氏名	会計責任者の 氏名	氏名	所在地	主たる事務所の 氏名	会計責任者の 氏名	所在地	主たる事務所の 氏名	代表者の氏名
徳島市応神町古川字戎子野	金久小夜子	須見奈月	吉野川市鴨島町知恵島 一三二四番地一	廣岡一利	久保孝之	野崎善弘	三好市池田町西山林 三五七六	森岡宏之
板野郡北島町鯛浜字西ノ須	金久健治	小澤佳映	吉野川市鴨島町知恵島 五五七番地一	勝本幹雄	川崎ゆり子	徳原鳳乃	吉野川市川島町川島 六六六・三	片山朗
令和七年	令和七年 三月十九日	令和七年 三月十六日	令和七年 三月十七日	令和七年 三月十四日	令和七年 三月十三日	令和七年 三月五日	令和七年 二月十九日	

新

旧

徳島市を良くする会	徳川かずひろ後援会		亀井伸幸後援会		岡佑樹後援会	橋本浩志後援会	木下たかのり後援会		福山ひろし後援会			
山口隆弘	徳川真由美		亀井伸幸		佐野雅彦	橋本浩志	木下賢功		福山博史			
主たる事務所の	代表者の氏名	政治団体の名称	所在地	主たる事務所の	政治団体の名称	氏名	会計責任者の	氏名	代表者の氏名	所在地	主たる事務所の	所在地
徳島市佐古一番町二二番	徳川真由美	徳川かずひろ後援会	一六番地一	那賀郡那賀町延野字樫王	亀井伸幸後援会	山本正行	橋本浩志	木下賢功	木下賢功	二階	徳島市八万町大野二二三・一	八九・七
徳島市佐古一番町七三	森川浩志	徳川かずひろ後援会事務所	一六	那賀郡那賀町延野字樫王	亀井伸幸・高木健多後援会	酒井敏光	山本賢明	津川政稀	佐藤 潔		徳島市八万町大野二二三・一	三〇番地一
令和七年	三月三十一日	令和七年	三月二十八日	令和七年	三月二十七日	令和七年	三月二十七日	令和七年	三月二十五日	令和七年	三月二十一日	三月二十一日

徳島県商工政治連盟		しげりようか後援会		
岡本富治		重陵加		
所在地	主たる事務所の 氏名	会計責任者の 氏名	所在地	主たる事務所の 所在地
徳島市国府町日開二六・四	加藤弘道	加藤弘道	那賀郡那賀町木頭出原字 ナカスジ二六番地	七・六〇八
二四号 徳島市佐古七番町三番	市原俊明	市原俊明	那賀郡那賀町木頭折宇字 石畳二二・一	
四月一日	令和七年		三月三十一日	令和七年

徳島県選挙管理委員会告示第二十八号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。
 令和七年四月二十五日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

徳島県選挙管理委員会委員長 岩丸正史

	政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
祝	那賀町を育む会	宮本公博	令和六年十二月三十一日
祝	小松島を元気にする会	今治清孝	令和六年十二月三十一日
祝	佐藤絹子後援会	藤村松男	令和六年十二月三十一日
祝	野田きよゆき後援会	野田田粹之	令和六年十二月三十一日
祝	河野利英後援会	芝高正明	令和七年三月二十日
祝	南つねおつるぎ町後援会	兼西茂	令和七年二月二十八日
祝	古田もとのり後援会	上村秀明	令和七年三月一日
祝	祝	祝	令和七年三月三十一日

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年四月二十五日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則六 一二）の一部を次のように改正する。

別表第一こども女性相談センターの項(5)中「副所長」の下に「及び次長」を加える。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年四月二十五日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（規則一―二）の一部を次のように改正する。

別表第一議会事務局の項中「次長」を「副局長」に、「担当室長」を「担当課長」に改め、同表知事部局の項を次のように改める。

知事部局	政策監補 部長 担当部長 局長 会計管理者 理事 副理事 医務技監 副部長 統括監 危機管理監 次長 副局長 局次長 参事 所長 課長 室長 本部長 企画幹 海外戦略調整幹 工事検査幹 担当課長 航空安全・防災調整幹 主幹 副工事検査幹（課長が指定する副工事検査幹に限る。） 副室長 副課長 副本部長 法制監察課課長補佐（課長が指定する監察・公益認定担当の課長補佐及び条例等の審査業務に従事する係長に限る。） 人事課係長及び財政課係長（課長が指定する係長に限る。） 管財課係長（課長が指定する庁舎管理担当の課長補佐に限る。） 法制監察課係長が指定する庁舎管理担当の係長に限る。） 主任、主任主事及び主事（知事戦略局に勤務する者で秘書室長が指定するもの、法制監察課に勤務する者で監察・公益認定担当の事務を行うもの及び人事課に勤務する者で人事、給与、服務又は職員団体に関する事務を行うものに限る。）
------	---

別表第一教育委員会事務局の項中「室長 政策調査幹」を「室長」に、「競技力向上推進幹 主幹」を「主幹」に、「主任専門員、係長及び専門員」を「及び係長」に改める。
別表第三中食肉衛生検査所の項及び動物愛護管理センターの項を削り、鳥居龍蔵記念博物館の項の次に次のように加える。

食肉衛生検査所	所長 次長
動物愛護管理センター	所長 次長

別表第三農林水産総合技術支援センターの項中「課長 推進幹」を「課長（農業大学校課長を除く。） 担当課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。